

岩手県告示第210号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次の法人を認定特定非営利活動法人として認定した

。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人盛岡ユースセンター
- 2 代表者の氏名 又川俊三
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市大通三丁目1番地23号
- 4 認定の有効期間 平成31年3月14日から平成36年3月13日まで